

輸入食品に対する検査命令の実施について(インド産マンゴー)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
インド産マンゴー及びその加工品(簡易な加工に限る。)	クロルピリホス*	輸入時における検疫所のモニタリング検査及び国内における地方自治体の検査の結果、インド産マンゴーから残留基準値を超えてクロルピリホスを検出したため検査命令を実施するもの。

* 殺虫剤

<参考1>インド産マンゴー違反事例

1. 品名:生鮮マンゴー

輸入者:太陽化学株式会社

届出数量及び重量:35カートン、105kg

検査結果:クロルピリホス 0.12ppm (基準値:0.05ppm)

届出先:名古屋検疫所中部空港検疫所支所

違反確定日:平成19年5月2日

措置状況:全量保管中(廃棄予定)

2. 品名:生鮮マンゴー

輸入者:企業組合 奥田鳩運

届出数量及び重量:195カートン、601kg

検査結果:クロルピリホス 0.09ppm (基準値:0.05ppm)

届出先:福岡検疫所福岡空港検疫所支所

違反確定日:平成19年5月15日

措置状況:109カートンは回収又は廃棄済み。その他については消費済み。

<参考2>

インド産マンゴー輸入実績

平成18年1月1日～平成19年5月21日:速報値

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数*
生鮮マンゴー	78	59,985	21	2

※ 国内における違反事例1件を含む。